



発行
東京都

目次

34

条例

○警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…

条例のあらまし

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第九七号）

一 新宿区における町区域の変更に伴い、警視庁牛込警察署の管轄区域の表示を改めず。

二 この条例は、公布の日から施行します。

条例

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年六月十七日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第九七号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一警視庁牛込警察署の項管轄区域の欄中「、高田町」及び「、市谷河田町」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002